

様式(細則 5-2)

令和4年10月27日

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議員名 芦谷 英夫

調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため(視察・研修)を(実施・受講)したので、その結果を報告します。

記

- 1、期 日 令和4年10月24日(月)
- 2、研修内容 公会計研修会
「議員活動に役立つ包括外部監査報告書の読み方」
- 3、研修先 広島市
- 4、調査経費 交通費(高速バス) 5,440円
- 5、調査研究活動の概要 別紙のとおり



公 会 計 研 修 会

令和4年10月27日

- 1 日 時 令和4年10月24日（月）13時30分～16時10分
2 場 所 広島市（広島県JAビル）
3 演 題 「議員活動に役立つ包括外部監査報告書の読み方」

日本公認会計士協会公 公会計担当研究員 公認会計士 川口 雅也

4 概 要

- ① 外部監査制度は、平成6年の地方分権の推進に関する意見書―新時代の地方自治―（地方六団体）、同9年の監査制度改革に関する答申（地方制度調査会）を受け、地方自治法が改正（外部監査制度）され、平成9年6月公布された。
- ② 制度導入の背景は、地方分権の大きな流れ、不適正な予算執行などから、独立した監査人により①被監査部局とのなれ合いなどを排除する「独立性」②外部監査導入により地域住民や利害関係者の行政への信頼性を高める、などである。
- ③ 包括外部監査制度の導入は、都道府県、指定都市、中核市は義務とされ、その他の市町村は条例により導入でき、中国地方では5県、岡山市、広島市、鳥取市、松江市、倉敷市、呉市、福山市、下関市の13団体で導入し、条例制定団体はない。
- ④ 出雲市は平成23年度から26年度まで、制度を導入していたが取り止め、それに対する議会答弁によると「事務事業の改善、適正な予算執行、職員の意識改革、市政運営の透明性の向上など評価し・・・市が想定したテーマはほぼ一通り監査され・・・所期の目的は達成した・・・」。これについて「正論ではあるが市がテーマを決めるものではない（川口）」
- ⑤ 外部監査人は監査テーマ選定にあたって、①重点政策にかかるものかどうか、②議会が注目しているものかどうか、③住民が関心を持っているものかどうか、④監査委員の監査と重複していないか、などの観点が必要であるが、ただし重複する場合もある。
- ⑥ 監査委員事務局共同設置事例として、岡山県東備三市監査共同組織研究会が発足（2013年～2016年）し、研究会報告書が報告され、2015年備前市と瀬戸内市両市議会で監査事務局共同設置が可決され発足したが、三市のうち赤磐市は不参加で、市議会の理解が得られなかったとされている。
- ⑦ 監査委員事務局共同設置により、独立性の強化（ガバナンスの強化）、組織的監査による品質管理機能の向上、専門性の向上、リスクアプローチの導入、監査資源の効率的な配分と新たな監査の実施、指導機能の発揮と監査の透明性、監査ネットワークの形成など監査の有効性の向上、監査の効率性の改善、外部専門家との協働などの効果がある。

5 所 見

- ①（質疑）なぜ多くの自治体で包括外部監査が導入されないのか⇒理解を深める草の根の活動が重要であるがやってこなかった、外部監査が役に立つことを地道に周知する必要がある、包括外部監査報告書が読まれておらず、首長の理解も足らず、首長の決断が必要である。
- ② 外部監査によることでより監査の機能が上がる、外部の視点や市民目線に自治体運営が叶う、これらにより自治体の改革が期待でき、それにより自治体運営がより市民に近くなる、市長の政治姿勢が客観的になる、このようなことを見据え議会として能動的に対応する必要がある。
- ③ 監査や決算審査において、執行部からともすれば包括的で全体を説明するもの、いたずらに楽観視し問題意識のないもの、問題の提起や課題などのみを述べるもの、このような答弁が出ないような質疑、中身のある質疑が重要である。
- ④ 執行部が具体的な対応を表明することなく「今後適切な運用に心がけたい」「慎重に検討したい」など決まり文句を引き出すことを避け、分かりやすい質疑となるよう心掛ける。―以上―